

○大分県農業共済組合損害防止機具貸出規則

(目的)

第1条 この規則は、組合が実施する農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の加入者及び収入保険加入者で組合員であるもの（以下「加入者」という。）が損害の未然防止を目的として防除等を実施する場合、組合所有の損害防止機具を加入者に貸し出すことに必要な事項を定める。

(貸出対象者等)

第2条 貸出対象者等は、加入者及び加入者で構成する生産集団とする。

2 損害の未然防止は、集落及び地域全域で行なうことでより効果が上がるため平成30年産以前の第1条の各共済加入者等で組合員資格を有する収入保険加入者も含めることとする。

(借入の申込み)

第3条 損害防止機具の貸出を受けようとする者は、貸出の3日前までに使用目的、使用機具、使用期間、使用農薬等を記入した損害防止機具借入申込書（様式第1号）を組合に提出する。

(貸出の可否)

第4条 組合は、前条の損害防止機具借入申込書の提出があったときは、遅滞なくその貸出の可否を借入者等に通知し、損害防止機具の引渡日及び返還日を決定する。

(貸出期間)

第5条 貸出期日は、前条の通知日から1ヶ月以内とする。

(機具の故障及び破損の確認)

第6条 損害防止機具は、組合または管理者、借入者等双方が立会いのもと故障、破損の有無及びその性能の可否を確認した後に引渡を受ける。

2 借入者等が、管理義務を怠り重大な過失により、故障、破損を生じさせたときは、これを修復し、その費用を過失程度に合わせて負担しなければならない。

(保全管理)

第7条 損害防止機具の借入者等は、その使用及び使用後の整備並びに持ち運びには注意を払うなどの保全管理に万全を期するものとし、万一、故障、破損等の事故が生じた場合には、ただちにその旨を組合に報告して、その指示に従わなければならない。

(使用料等)

第8条 貸出した損害防止機具の使用料は無償とするが、組合へ引渡す場合には防除機は燃料を満タン補給する、溝切機は燃料を空にする。

2 損害防止機具の使用及び引渡、返還に要する運搬費用等は全て借入者等の負担とする。

附 則

(改正手続)

第9条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

第10条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月8日改正)

第11条 この規則の改正規定は、平成28年6月8日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日改正)

第12条 この規則の改正規定は、平成30年6月22日から施行する。

附 則 (令和元年6月11日改正)

第13条 この規則の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。